

電信課長

機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘 無期限	符号表示 暗 (略) 平	※ 総第 0213-150-001 号
	※ 第 166 号	※ 昭和 49 年 2 月 13 日 時 4 分 発
秘密指定解除 公文書監理室		※ 大至急・ (至急) ・普通・LTF 発電係 為次

(※印欄内は電信課記入)

漢

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アジア局長 中江参事官 大森参事官 北東アジア課長	主管局部課(室)名 P北
	協議先 主務参事官	起案 昭和 49 年 2 月 12 日 起案者 宮下 電話番号 2415

在 **韓国後宮** **(大使)** 臨時代理大使
総領事 代理 於て 外務 大臣 発

電 在 大使 臨時代理大使
報 総領事 代理 於て

件名 **旧軍人・軍属等韓国人遺骨の返還問題**

往電産北第107号 に関し

12日、~~平坊~~ 在京韓国大使館 第一等書記官は、
(訓令によりて、
北東アジア課長に対し、冒頭往電の旧軍人軍属等
韓国人遺骨の返還問題に關し、韓国側提案に
ついて ~~要旨~~ 次々あり訂正乃至補足説明越した。

(昭和四二・七一 改正)

秘密指定解除

公文書監理室

—秘— 2

1. (冒頭往電 1. (1) の) 「第3回日韓閣僚会議に
おいて合意をみた処理方針に従^{の部分}」 ~~は~~ 取り消す。

2. 韓国出身者の遺骨を全部一括引渡す ~~案~~

~~案~~ ^{考え方} との提議は従来から韓国が一貫してとっていた
方針であり ~~今日韓国側が特に新しい立場を打ち出した~~ ^は ~~日本側では何等の疑義もありません~~ ^の

~~ものと考へる。~~

~~他方~~ ^{他方} 北朝鮮出身者の遺骨については、本来一括し
て韓国へ引き渡すべきものであるが、本問題の
最終的解決をめぐりでの ~~暫~~ ^暫 定的措置とし
て今回は韓国でその遺族が確認できた
分だけを引渡すよう提案したものである。

(3)